

廃棄物処理基本契約約款（約款 C）改定新旧対照表

改定後	改定前
<p>第2条（委託内容）</p> <p>5 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に 係る施設の処理能力を表5のとおりとする。なお、中 間処理後に<u>残渣</u>が発生しない産業廃棄物並びに無害 化処理後に鋼材原料としてリサイクルが可能な産業 廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了と する。</p> <p>6 乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物で ある場合は、委託契約書にその旨を記載する。</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p>	<p>第2条（委託内容）</p> <p>5 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の 場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に 係る施設の処理能力を表5のとおりとする。なお、 中間処理後に<u>残渣</u>が発生しない産業廃棄物並びに無 害化処理後に鋼材原料としてリサイクルが可能な産 業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完 了とする。</p> <p>6 乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物で ある場合<u>である場合は</u>、委託契約書にその旨を記載 する。</p> <p>7 甲が、<u>第一種化学物質取扱事業者である場合は、 第一種化学物質の含有等の有無、対象物質の名 称及び量又は割合を委託契約書に記載する。</u></p> <p>（省略）</p>
<p>第3条（適正処理に必要な情報の提供）</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な 以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供し なければならない。下記の情報を具体化した「廃棄 物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に 関するガイドライン<u>（第3版）</u>」（令和7年12月）を 参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとす る。</p> <p>（省略）</p> <p><u>㊦委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に 規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場</u></p>	<p>第3条（適正処理に必要な情報の提供）</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な 以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供し <u>契約書に添付</u>しなければならない。下記の情報を具 体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄 物情報の提供に関するガイドライン<u>（第2版）</u>」（平成 25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を 行い、<u>契約書に添付</u>するものとする。</p> <p>（省略）</p> <p><u>㊦P R T R対象物質及び水道水源における消毒副生 成物前駆物質の含有について</u></p>

<p><u>合</u>であって、かつ、<u>委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u></p> <p>(省略)</p> <p>3 甲は、<u>委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)」(令和7年12月)の「容器貼付用ラベル」参照。</u></p> <p>(省略)</p> <p>表5 最終処分場所、方法及び処理能力 最終処分先の許可番号</p> <p>(省略)</p> <p>(2) ウェステックかながわ 最終処分先の許可番号：09430038881 事業場の名称：ひめゆり総業(株) 所在地：福島県いわき市内郷宮町町田 101 番 1 外 40 筆 処分方法：管理型最終処分（埋立） 施設の処理能力：1,341,198m³ 最終処分先の許可番号：00821241389 事業場の名称：新日本電工(株) 所在地：茨城県鹿嶋市大字光 4 番地 処分方法：溶融固化（再資源化） 施設の処理能力：520.0t/日</p>	<p>(省略)</p> <p>3 甲は、<u>委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)の「容器貼付用ラベル」参照。</u></p> <p>(省略)</p> <p>表5 最終処分場所、方法及び処理能力 最終処分先の<u>番号</u>許可番号</p> <p>(省略)</p> <p>(処分先を追加)</p>
---	--

※下線部を改訂